

入会金及び会費に関する細則

第 1 条（目的）

この細則は、一般社団法人地域 DX 研究所くまぐま（以下「法人」という。）の定款及び会則に基づき、会員の入会金及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条（適用）

この細則は、法人のすべての会員に適用する。

第 3 条（入会金及び会費）

会員は、別表に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

第 4 条（事業年度）

会費は、法人の事業年度を単位として定めるものとし、法人の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 5 条（納入時期）

- 1 入会金は、入会承認後、法人が指定する期日までに納入しなければならない。
- 2 年会費は、毎事業年度の開始後、法人が指定する期日までに納入しなければならない。
- 3 年度途中に入会した会員は、入会承認後、法人が指定する期日までに当該年度分の会費を納入しなければならない。

第 6 条（年度途中入会の会費）

- 1 年度途中に入会した会員の会費は、原則として年額の全額とする。
- 2 ただし、法人の運営上必要があるときは、社員総会の決議又は代表理事の定めにより、年度途中入会者の会費を月割り又は半額等として取り扱うことができる。

第 7 条（納入方法）

入会金及び会費の納入方法は、銀行振込その他法人が指定する方法による。

第 8 条（振込手数料等）

入会金及び会費の納入に要する振込手数料その他の費用は、会員の負担とする。ただし、法人が別に定めた場合はこの限りでない。

第9条（会費の使途）

入会金及び会費は、法人の目的達成のために必要な次の費用に充てる。

- (1) 法人の管理運営費
- (2) 研究、調査、実証、地域支援、普及啓発及び人材育成に関する事業費
- (3) 会員向け情報提供、交流、研修その他の活動費
- (4) その他法人の目的達成に必要な費用

第10条（既納金の不返還）

既納の入会金及び会費は、退会、除名その他理由のいかんを問わず、返還しない。ただし、法人の責めに帰すべき事由がある場合その他代表理事が相当と認めた場合は、この限りでない。

第11条（滞納）

- 1 会員が納期限までに入会金又は会費を納入しないときは、法人は催告を行うことができる。
- 2 社員会員が会費を滞納した場合の取扱いは、定款及び会則の定めによる。
- 3 社員会員以外の会員が会費を相当期間滞納した場合には、代表理事は、その資格停止又は退会扱いとすることができる。

第12条（会費の免除又は減額）

- 1 法人は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、代表理事の決定により、入会金又は会費の全部又は一部を免除し、又は減額することができる。
 - (1) 学生会員であって経済的事情その他相当の理由があるとき
 - (2) 法人の事業に特に重要な協力を行う者であるとき
 - (3) 災害、傷病その他やむを得ない事情があるとき
 - (4) その他代表理事が特に必要と認めたとき
- 2 前項の取扱いについては、公平性を損なわないよう配慮しなければならない。

第13条（休会）

- 1 会員は、傷病、転居、留学、休職その他やむを得ない事情があるときは、法人に申し出て休会することができる。
- 2 休会期間中の会費の取扱いは、代表理事が別に定める。
- 3 休会中の権利の範囲については、会則その他法人の定めによる。

第 14 条（会費額の変更）

入会金及び会費の額を変更するときは、社員総会の決議による。

第 15 条（細則に定めのない事項）

この細則に定めのない事項は、法令、定款、会則、社員総会の決議その他法人の定めるところによる。

第 16 条（改廃）

この細則の改廃は、社員総会の決議により行う。

附則

この会則は、令和 8 年 5 月 26 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

入会金及び会費

会員区分	入会金	年会費	備考
社員会員	—	0 円	議決権を有する会員
賛助会員	—	0 円	法人の事業を賛助する 企業・団体等（一口）
一般会員	—	0 円	法人からの情報提供等 を受ける会員
学生会員	—	0 円	学生である会員

備考

- 1 会費の額は、いずれも年額（法人の一事業年度分）とし、一口を単位とする。
- 2 入会金は、当面の間これを徴収しない。入会金を徴収する場合の額は、社員総会の決議により別に定める。
- 3 会費の額の変更は、第 14 条の定めにより社員総会の決議による。